（地方自治法施行令の一部改正）

第三条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第二マンションの建替えの円滑化等に関する法律施行令（平成十四年政令第三百六十七号）の項中「市町村」を「町村」に改める。

内閣総理大臣　野田　佳彦
総務大臣　川端　達夫
財務大臣　安住　淳
農林水産大臣　鹿野　道彦
国土交通大臣　前田　武志

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う環境省関係政令の整理に関する政令をここに公布する。

御名　御璽
国事行為臨時代行名

平成二十三年十一月二十八日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第三百六十四号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う環境省関係政令の整理に関する政令

内閣は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の一部の施行に伴い、この政令を制定する。

（騒音規制法施行令の一部改正）

第一条　騒音規制法施行令（昭和四十三年政令第三百二十四号）の一部を次のように改正する。

第四条を削る。

（悪臭防止法施行令の一部改正）

第二条　悪臭防止法施行令（昭和四十七年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第三条を削る。

（振動規制法施行令の一部改正）

第三条　振動規制法施行令（昭和五十一年政令第二百八十号）の一部を次のように改正する。

第五条を削る。

（温泉法施行令の一部改正）

第四条　温泉法施行令（昭和五十九年政令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第三十四条第一項（温泉をゆう出させる」を「第三十四条（温泉を湧出させる」に、「第三十五条第一項（温泉をゆう出させる」を「第三十五条第一項（温泉を湧出させる」に改め、同条第八号中「第三十四条第一項」を「第三十四条」に、「ゆう出させる」を「湧出させる」に改め、同条第九号中「ゆう出させる」を「湧出させる」に改める。

（環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令の一部改正）

第五条　環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令（平成五年政令第三百七十一号）の一部を次のように改正する。

第一条（見出しを含む。）中「第十六条第二項」を「第十六条第二項第一号」に改める。

第二条中「都道府県」の下に「又は市」を加える。

（環境影響評価法施行令の一部改正）

第六条　環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二の項中「、第九十五条の二第一項、第九十六条の二第一項又は第九十六条の三第一項」を「又は第九十五条の二第一項」に改める。

別表第四の一の項中「（同法第九十六条の三第五項において準用する場合を含む。）又は同法第九十五条第三項、第九十五条の二第三項若しくは第九十六条の二第五項」を「、第九十五条第三項又は第九十五条の二第三項」に改める。

附　則

この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第四条及び第六条の規定は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年十一月三十日）から施行する。

環境大臣　細野　豪志
内閣総理大臣　野田　佳彦

府　令

○内閣府令第六十四号

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）を実施するため、金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十三年十一月二十八日

内閣総理大臣　野田　佳彦

金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令

金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省令第六十九号）の一部を次のように改正する。

第一項に次の一号を加える。

三十四　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）第四十二条第二項

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

○内閣府令第六十五号

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）の規定に基づき、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行規則を次のように定める。

平成二十三年十一月二十八日

内閣総理大臣　野田　佳彦

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行規則

（実施方針の策定の提案の添付書類）

第一条　民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「法」という。）第五条の二第一項に規定する内閣府令で定める書類は、特定事業の効果及び効率性に関する評価の過程及び方法を示す書類とする。

（実施方針の策定の見通しの公表）

第二条　公共施設等の管理者等は、毎年度、四月一日（当該日において当該年度の予算が成立していない場合にあっては、予算の成立の日）以後遅滞なく、当該年度に策定することが見込まれる実施方針（公共施設等の管理者等の行為を秘密にする必要があるものを除く。）に係る次に掲げるものの見通しに関する事項を公表しなければならない。

一　特定事業の名称、期間及び概要
二　公共施設等の立地
三　実施方針を策定する時期

2　前項の規定による公表は、次のいずれかの方法で行わなければならない。

一　官報又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法
二　公衆の見やすい場所に掲示し、又は公衆の閲覧に供する方法